

令和8年度合理的配慮に係る環境整備事業 委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度合理的配慮に係る環境整備事業

2 事業目的

障害者差別解消法及び沖縄県共生社会条例の施行を受け、地方公共団体は合理的配慮の提供が義務づけられている。本事業は、県立高等学校を対象に、生徒の障害特性に応じたより専門的な知見等に基づいた合理的配慮の提供を目的とする。

合理的配慮を提供する上で、各障害の特性に応じた教育支援機器等の活用促進を図り、生徒の学びと生活を支えると共に、学力向上に寄与する。

その際、迅速かつ妥当性の高い合理的配慮を提供するために、受託者が学校職員と連携の上、支援を要する生徒のアセスメント（実態把握）を進める。また、受託者は必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等各種専門家の指導助言を得て、個々のニーズに応じた合理的配慮の充実を図る。

併せて、合理的配慮の円滑な導入と実施を図るため、職員や保護者を対象とした研修等による理解啓発活動を行い、校内支援体制整備の充実に向け専門家と連携を図る。

3 事業概要

- (1) 受託者は、県立高等学校に合理的配慮相談員を派遣し、学校職員と連携の上、支援を要する生徒の実態把握とコンサルテーションを行う。
- (2) 受託者は、合理的配慮相談員によるコンサルテーションの後、学校に対し、各種障害の特性を考慮した学習及び生活支援にかかる合理的配慮として、情報端末機器等を含めた教育支援機器等により、円滑に障害のある生徒への教育支援にあたる。
- (3) 受託者は、学校において、合理的配慮に係る教育支援機器の円滑な導入を促進するため、必要に応じて校内研修等とおし理解啓発を図る。
- (4) 受託者は、発達障害等に関する理解や合理的配慮に関する各学校での好事例等、成果報告をまとめ県立学校教育課へ提出する。

4 業務委託内容

- (1) コンサルテーション（実態把握）と研修等に関する取組

- ① 生徒の実態把握に関する助言
- ② 生徒の合理的配慮に係る学習支援及び生活支援に関する助言
- ③ 校内支援体制の構築に関する助言
- ④ 合理的配慮並びに教育支援機器等の活用に関する教職員等研修への協力等

(2) 教育支援機器等に関する取組

- ① 合理的配慮に係るコンサルテーションを介した上で、障害のニーズに応じた教育支援機器等の選択を行う。
- ② 特別支援教育機器等の貸し出しに際しては以下の手順とする。（別添1参照）
 - ※機器の貸し出しについては、(3)の予算の範囲内で行う。
 - ア 委託業者から直接県立高等学校へ、機器を貸し出す。
 - イ 機器の設定・運用に係る業務を行う。
 - ウ 機器は、教職員、生徒が安全かつ安心して利活用できるよう、万が一の故障の際には可能な限り代替機の提供を行う。

(3) コンサルテーション用等機器のリース

- ① 生徒のニーズに応じ、迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、別添2に例示する機器をコンサルテーション用として用意する。
- ② 受託者は、積算であらかじめ明示した予算の範囲において、生徒の実態に応じた機器の変更等を行い、柔軟に対応できるものとする。この場合、実際に使用した機器の台数及び期間の実績で精算する。
- ③ 生徒のニーズに適合した機器について、この予算の範囲内で、その貸し出しを行う。

5 受託者の責務

- (1) 受託者は、その職務遂行に当たり、対象生徒等のプライバシーに充分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

6 事業計画・実績報告・収支予算書・収支報告書の提出

- (1) 受託者は、契約日から15日以内に業務計画書及び収支予算書を作成し、沖縄県教育委員会に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、契約期間中の毎月末日までに（業務進捗状況に関する）実績報告書を作成し、沖縄県教育庁県立学校教育課（以下「県立学校教育課」という）に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、関係書類について県立学校教育課の中間検査を受けなければならない。
- (4) 受託者は、委託期間満期までに実績報告書及び収支報告書を作成し、県立学校教育課に提出しなければならない。
- (5) これを変更しようとするときも、遅滞なく県立学校教育課に届け出なければならない。

7 積算方法及び経費限度額

- (1) 委託料金 総額 7,750,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 積算の費用については、概ね以下の内容で見積もること。

I 直接人件費（事務局員等に係る経費）

- ① 生徒の実態把握や合理的配慮に係る助言を行う。
- ② 生徒の実態に応じた学習支援及び生活支援に係るコンサルテーションを行う。
- ③ 上記の業務を行うために、合計 100 回程度(1 回 3 時間程度)の学校訪問を行う。
- ④ 学校の要請に応じ、校内研修等を行う。なお、1 回の研修等は準備等を含めて 3 時間程度とする。
- ⑤ 上記予算の範囲内で、外部講師を招聘する研修の企画・運営等を行う。
- ⑥ 受託者は、上記業務を円滑に行うための補助員を置くことができる。

II 直接経費（教育支援機器等に係る賃借料、講師等の派遣に係る経費）

- ① 教育支援機器等の使用方法及び活用方法のコンサルテーションに係る経費
- ② 教育支援機器等の賃借料
- ③ 事業遂行に係る物品等に係る賃借料
- ④ 研修会の開催における講師等の派遣に係る経費
- ⑤ 合理的配慮等の理解啓発に係る経費

III 一般管理費（事業の管理に要する諸経費）

IV 消費税

(3) 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。

8 著作権等

成果物および報告会等で提供する資料に関する著作権および所有権は沖縄県教育委員会に帰属する。ただし、外部講師による資料や研修講座等において利用した資料等、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

9 再委託について

（一括再委託の禁止等）

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50% を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(再委託の相手方の制限)

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(再委託の範囲)

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

(当事業の目的及び内容に応じた再委託)

教育支援機器等に係る維持管理、及び教育支援機器等の使用方法や活用方法に関する教職員への助言並びに研修等の実施

(再委託の承認)

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

10 その他

- (1) 受託者は、進捗状況や改善事項等について定期的（月 1 回）に県立学校教育課と密な連絡と調整を行い、円滑な連携を図ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、県立学校教育課と受託者双方において適宜協議し定める。